

知的財産高等裁判所を作って

世界最高の「知財司法」を実現しよう

2003年1月10日
知的財産国家戦略フォーラム

民間研究団体、知的財産国家戦略フォーラムは日本で9番目の高等裁判所として、知的財産紛争を専門に扱う知的財産高等裁判所（I P H C , Intellectual Property High Court）を創設するよう提言する。

日本経済が引き続き国際競争力を維持するため、知的財産の創造・保護・活用が重要であり、2002年臨時国会で成立した知的財産基本法でもこのことは明記された。

知財権の侵害を許さず、権利者の泣き寝入りを放置しない
何が違法かを早く決めて、企業活動を妨害しない
裁判官は最先端技術を理解できるのか、との不安を与えない

知財立国の最後のよりどころは裁判所にあり、上記の「3つのない」状態をより確実なものとするためには、知財裁判への信頼性を一層高め、より迅速な統一ルール設定に向け、知財高等裁判所の早急な創設が必要である。

創設のメリットは

全国の高裁でバラバラの司法判断を早期に統一できる
（全判事参加の大法廷制度を導入）
最先端技術紛争の判決の信頼性を一層高める
（技術判事を導入）
「知財立国日本」を世界に宣言する
（技術開発と投資を日本に呼び込む）

創設による追加負担費用はほとんどない。知財高裁長官ポスト新設に伴う人件費（約3200万円）が主なものであり、創設による経済効果を考えればきわめて小さい経費であろう。

【提案する知財高等裁判所及び関連制度の整備・改革の概要】

- 1．知財高等裁判所は憲法76条2項が禁止する最高裁から独立した特別裁判所ではなく、同条1項が認める最高裁に上告できる下級裁判所として設置する。
- 2．知財に関する司法判断を統一するため、大法廷制度を導入する。
- 3．知財立国の基盤充実のため、あわせて以下の関連制度を整備・改革する。
 - 技術判事を登用
 - 知財弁護士制度を新設
 - 知財弁護士は
 - 1) 知財裁判のみを担当(地裁から最高裁まで)
 - 2) 弁理士業務・ライセンス業務も可能
 - 3) 司法修習は不要
 - 知財司法試験を実施し、能力ある者は全て合格させる。
 - 理工系の学生を対象に知財ロースクールを作る
 - 知財裁判に関し証拠収集手続きを現在の侵害者に有利なものから、被害にあった権利者を保護するものに変える(日本版ディスカバリー制度の導入)